

03 金融庁(特区第14次 再々検討要請).xls

管理コード	至望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理 案 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
030010	温室効果ガス排出権取引所の開設	—	現行法令上いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。	国内排出権取引の円滑化と対象温室効果ガスの流動性を高めるため、排出権取引所の設立を特区において行う。併せて取引材料の特許性を認め、法令の定める要件の緩和を行なうこと、開設時厚壁を下げて、取引精度を高めることとなる。	提案理由 海外においては既に排出権取引所の設立は完了しており、昨今ではその存在感を増しつつある。厳格な第三者による認証と、事実上の開設要件の緩和によって、自主参加型制度下における排出権取引所の開設が早期に可能となるとともに、大きな薄雲となる開設要件の緩和がなされれば国益・国民の便益にも叶うものと考えられる。  代替的措置 取引所開設にかかるとの出資金の取扱い、「現物出資」として埋蔵CO2量をこの担保とするとしているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、CO2をその本位として出資金と看做すことを提案するが、将来的(5~10年内)には、取引簿の管理費等の徴収によって、ベースとなる基金の積立を併せて行なうものとする。	E	現行法令上、いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。 なお、金融商品取引所が京都クレジットまたはこれに類似するものとの取引に関する市場を開設することについては、本年6月の改正金融商品取引法(本年12月12日施行)により可能となっている。	本提案は、排出権取引において流動性が高くなり、より温室効果ガスの流動性・取引実体を含めるとは、改正金融商品取引法の範囲内においては、参入障壁が高められ、結果として、買手の証券取引場が一部チャートとして開設する程度であり、より効率的かつ様々な選択とサービスの提供にはならないという部分が多量である。よって、本提案に対する回答は謙点のすり替えであり目前にはないと考えている。 あくまで、参入障壁の低減及び実際の流通量の確保を前提とした柔軟な参入方式の設定を特区において求めていくものである。	—	改正金融商品取引法では金融商品取引所が京都クレジットまたはこれに類似するものとの取引に関する市場を開設することを可能としているが、金融商品取引所以外の者がかかる市場を開設することを禁止する規制はない上、構造改革特別区域の要望事項として適当でないと考えられる。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	そもそも、金融的な価値を持ち、且つ投機的な対象となり得る温室効果ガスの排出権市場の取引においては、法制度上の取引安全の担保や円滑な取引の仕組みが必要であり、そのために構造改革特区への申請を行なっているものである。その上で、「金融商品取引法」において定める金融商品取引所の免許を認めることは、法律上の存在担保を得られると共に、活発な取引が期待できる。よって、同法律が定める極めて高い埋蔵の底蘊と法律の特権の有効的な活用を前提において求めるものであり、再度実施の検討をせられたい。	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	1 0 5 2 0 2 0	福祉医療法人 桂仁 会、株式会社Verifirm	東京都	金融庁 経済産業省 環境省			